

—参考資料—

- 1 市民農園の整備に関する基本方針
- 2 兵庫楽農生活センターの概要
- 3 参考図書等

1 市民農園の整備に関する基本方針

市民農園の整備に関する基本方針

平成3年4月30日制定

兵 庫 県

第1 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 社会の成熟化、余暇時間の増大等を背景とした、県民のライフスタイルの個性化・多様化に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場、農作業の体験の機会の場に対する需要が高まっており、本県においても市民農園の整備の促進が必要となっている。

加えて、都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や有効な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

また、農村地域においては、都市と農村の交流を通じた地域の活性化、農地の有効利用も求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ることとする。

- 2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、それぞれの特性に応じ計画的に整備を行うこととする。
- 3 市民農園の整備は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から、以下の諸点に留意して指定するものとする。

1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨から、園路、農機具収納施設、休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業関係事業の実施状況、予想される利用者の数からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがあるものであること。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者の至便性にすぐれていると認められること。
- (2) 用水の確保が容易であること
- (3) 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

3 農業との調整

(1) 農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないような位置に指定すること。

例えば、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう営農状況の確保に配慮すること

(2) 農用地区域内において市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部において指定するなど十分留意すること。

また、地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

4 都市計画との調整

(1) 道路、下水道の都市計画施設並びに市街地開発事業の区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備並びに市街地開発事業に支障を及ぼさないこととする。

(2) 特に、商業系の地区においては、市民農園区域を指定しない等他の土地利用と調整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないこととする。

(3) 都市計画との調整は、市民農園の開設についても行うこととする。

第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ、生け垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全及び市民農園の景観の保持に十分考慮し、有効な生活環境の形成にも資するように整備すること。

2 耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行い得るように農地を整備すること。
特に、水田を利用して野菜等水稻以外の農作物を栽培する場合にあたっては、排水等に留意すること。

3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識杭、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。

4 区画を設ける場合は、1区画の大きさをおおむね15㎡以上とすること。

5 周囲の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。

6 市民農園の機能を確保するため、原則として、以下の市民農園施設を備えること。

園路、休憩施設、便所、手洗場、水飲場、給排水施設、農機具収納施設、ごみ置場、堆肥舎、駐車場（駐輪場）

また、必要に応じ、簡易宿泊施設、管理事務所、農作業等講習施設等の施設を設けること。

なお、上記施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができるものとする。

- 7 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。
- 8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準」（市街化調整区域においては、「市街化調整区域における農地転用許可基準」）に照らして農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。
- 9 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るとともに、道路の交通に起因する傷害を防止するよう配慮すること。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運用に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 市町広報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えるとともに、抽選、先着順等公平かつ適正な方法により利用者を選定すること。
また、農園や施設の利用の料金も著しく高額なものとならないよう配慮すること。
- 2 市民農園の利用期間については、農園をできるだけ多くの者に利用してもらうという趣旨から5年以内に設定すること。
- 3 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ利用者の遵守事項等について定めるとともに、利用者の利用状況の見回り、農作物の栽培指導等に係る指導員の設置等の運営体制を整備すること。
- 4 農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催するなどして、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。
- 5 市民農園の利用者による農園利用組合等の組織育成を図るとともに、地元農業者等との交流の促進が図られるよう配慮すること。

第5 その他必要な事項

市民農園の整備の円滑な実施のため、以下の支援措置に努めるものとする。

- 1 資金の確保、あっせん等
- 2 認定開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動等
- 4 市民農園の整備、運営に関する組織・団体の育成
- 5 既存補助事業等の積極的な活用

2 兵庫楽農生活センターの概要

兵庫県では、収穫の喜びや自然とのふれあいを通して、ゆとりと安らぎが実感できるライフスタイルとして、食と農に親しむ「楽農生活」を提唱しています。

この一環として、全ての県民が気軽に食と「農」の大切さを学び、農作業等の体験や実践ができる拠点として、「兵庫楽農生活センター」を運営しています。

施設概要

所在地：神戸市西区神出町小東野 30-17

面積：約14ヘクタール

主な施設：レストラン、農産物加工施設棟、農産物直売所、きのこ館、農機具展示庫、農場、果樹園 ほか

事業内容

就農支援などの「農」に関する人材育成研修

- ・ **生きがい農業コース** 野菜栽培の基礎技術の習得と農場実習を行う研修
(研修期間：半年、講義は土日)
- ・ **就農コース** 農業経営を始めるための総合知識の習得と農場実習
(研修期間：1～2年、毎日)
- ・ **有機農業コース** 有機栽培で農業経営始めるための総合知識の習得と農場実習
(研修期間：1～2年、毎日)

農作物の栽培や加工、食などの体験・交流プログラム

- ・ **親子農業体験教室** お米づくりコース（田植えから稲刈りまでを体験）
丹波黒大豆づくりコース（苗植えから黒大豆の脱粒までを体験）
- ・ **農作物栽培体験** 野菜、果樹、きのこ等の栽培・収穫体験
- ・ **里山再生塾** 森の自然観察や間伐・下草刈り、間伐材を使った木工等の体験
- ・ **農産物加工施設「くち～なかんで」** 農産物加工の体験のほか、地元で生産された農産物を利用したパン・菓子等の加工品の生産
- ・ **楽農カフェ「Five Country Cafe」** センター内や地元で生産された野菜等を使用した料理が味わえるこだわりのカフェレストラン
- ・ **農産物直売所「きらめき神出」** センター内や地元で生産された新鮮な農産物や「くち～なかんで」で生産された出来たて加工品の直売



3 参考図書等

- 改訂 市民農園開設マニュアル（平成 11 年 3 月） (財)農政調査会
市民農園のすすめ（平成 16 年 1 月） 千葉県市民農園協会
市民農園開設のすすめ（平成 19 年 3 月） (財)都市農山漁村交流活性化機構
市民農園開設・運営の手引き（平成 20 年 3 月） 静岡県掛川市
農家と市民でつくる新しい市民農園（平成 20 年 6 月） 廻谷義治著 農文協
J A が取り組む市民農園開設・運営の手引き（平成 20 年 9 月） 全国農業協同組合中央会

あなたもできる！市民農園開設の手引き

2009年3月（初版）

2019年2月（改正）

2021年10月（改正）

発行 兵庫県

編集 兵庫県農政環境部農政企画局

総合農政課楽農生活室

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号